平成19年7月18日宣告

平成19年(わ)第196号,第367号,第518号 建造物侵入,窃盗被告事件

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中90日をその刑に算入する。

本件公訴事実中,平成19年5月10日付け起訴状の公訴事実 第4記載の,被告人が金品窃取の目的で平成19年1月23日, A病院長が看守する同病院内に侵入し,同病院病室において,B 所有又は管理に係る金品を窃取したとの建造物侵入,窃盗の点に つき,被告人は無罪。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、金品窃取の目的で、別紙一覧表(以下「別表」という。)「侵入日時」欄記載のとおり、平成19年1月6日午後3時ころから同年2月5日午前10時30分ころまでの間、前後6回にわたり、「看守者」欄記載の者が看守する「犯行場所」欄記載の各建物に、見舞客を装って「侵入場所」欄記載の表玄関等から侵入し、「窃取時刻」欄記載の各時刻ころ、「窃取場所」欄記載の各病室において、「被害金品」欄記載のとおり、Cら所有又は管理に係る現金合計約12万円及びショルダーバッグ等物品合計65点(時価合計約8万4790円相当)を窃取したものである。(累犯前科)

被告人は,平成16年4月22日D簡易裁判所で窃盗未遂,窃盗罪により懲役2年6月に処せられ,平成18年8月13日その刑の執行を受け終わったものであって,この事実は検察事務官作成の前科調書(乙16)によって認める。

(法令の適用)

被告人の判示各所為は,別表の各番号ごとに,建造物侵入の点はいずれも刑法1

30条前段に,窃盗の点はいずれも同法235条にそれぞれ該当するところ,各建造物侵入と各窃盗との間にはいずれも手段結果の関係があるので,同法54条1項後段,10条によりそれぞれ1罪として重い各窃盗罪の刑で処断することとし,各所定刑中判示いずれも懲役刑を選択し,被告人には上記の前科があるので同法56条1項,57条により判示各罪についてそれぞれ再犯の加重をし,以上は同法45条前段の併合罪であるから,同法47条本文,10条により犯情の最も重い判示別表第6の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役3年に処し,同法21条を適用して未決勾留日数中90日をその刑に算入し,訴訟費用は,刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(一部無罪の理由)

1 公訴事実の要旨及びこれに対する弁護人の主張等

本件各公訴事実中,平成19年5月10日付け起訴状の公訴事実第4(以下, この項において「本件」という。)記載の事実の要旨は,「被告人が,金品窃取の 目的で,平成19年1月23日午後零時ころ,兵庫県宝塚市ab丁目c番d号所 在のA病院長が看守する同病院内(以下「本件病院」という。)に,見舞客を装 って侵入し,同日午後2時ころ,同病院東病棟4階413号室において,B所有 又は管理に係る現金4000円及び小銭入れ1個等8点在中のポシェット1個を 窃取した」というものである。

これに対し、弁護人は、本件の事件性は争わない上で、被告人が行ったものではない旨主張し、被告人も、公判廷においてはこれに沿う供述をする。ところで、本件は、被告人の捜査段階の自白を除いた場合、被告人が本件前後、本件病院やその周辺病院において、同種犯行を繰り返していた等の関係証拠により認められる間接事実を総合しても、被告人の犯行であると認めるには足りず、その認定の可否は、専ら被告人の捜査段階の自白の信用性に係ることになる。よって、以下、この点について検討する。

2 前提となる事実

関係証拠によると、以下の事実が認められる。

(1) 被告人の生活状況及び本件前後の犯行状況等

被告人は、病院の病室から金品を窃取した窃盗罪(未遂を含む。)の前科8犯があり、平成18年8月に前刑による服役を終えた後、生活保護を受給し始めたものの、同年12月ころ、隠していた貯金が役所に発覚したため、以後、受給額が減額されるなどの措置がとられることになった。そのため、このままでは生活できないなどと考えた被告人は、病院盗を再開することにし、平成19年1月(以下、平成19年については年の記載を省略する。)以降、判示認定の各犯行を繰り返した。

他方,本件の被害状況は,1月22日から本件病院に入院していたBが,病室に備付けのロッカーにポシェットと小銭入れを入れて施錠していたところ,同月26日朝,同ロッカーを見てみると,鍵があいており,ポシェットと小銭入れがなくなっていたというものである(同人作成の同日付け被害届。甲41)。同被害届では,被害の日時は同月23日午後零時ころから同月26日午前8時ころまでの間であり,鍵はそれまで,同ロッカーのすぐそばに置いていたとされている。

被告人は,2月5日,判示別表第6の犯行を行った後,更に同日夕方,別の病院付近で同病院警備員に呼び止められて警察に通報され,任意同行の末,翌日,同犯行により逮捕された。

(2) 被告人の捜査段階の自供状況等

ア 自供書

被告人は,上記逮捕に続く身柄拘束中,余罪に係る7,8通の「自供書」を順次作成した。そのうち,本件病院を犯行場所とするものとしては,2月28日付け(弁5)及び3月26日付け(弁8)のもの2通がある(以下,順に「自供書」,「自供書」という。)。自供書は,「平成19年1月23日ごろ」,「A病院の病院床頭台引き出し」で,「黒色カバン(男物),長財

布3~4万円 保健証 印鑑 鍵 カードなど」を盗み、「現金以外は近くの川に捨てました。」などと、自供書 は、「私は今年1月21日の午前中A病院の6階くらいの病室の床頭台の引き出しから、カバンを盗みました。カバンの中には現金2~3万円位 財布や免許証保険証などが入っていました。現金以外は近くの川に捨てました。」などと記載されている。

イ 供述調書

被告人の警察官に対する3月30日付け供述調書(6丁のもの。乙33,38)には、「私自身、今年の1月にいくつもの病院で盗みを繰り返していますが、そのうち一つの病院で2回盗みを成功させた記憶があるのです。…自分なりに記憶を整理すると、どうも、このA病院で2回の盗みを成功させた様な気がするのです。…別の病院での盗みなどを考えると、このA病院での盗みが今年1月21日ころから1月23日ころの間にわたり、この病院の別々の病室から2回盗みをしている様な記憶があるのです。というのも、E病院でやった盗みから10日近く経ったころの盗みであった感じで、しばらく盗みが成功しておらず、久しぶりに盗みが成功して、自分なりに気を良くして、2日後位にこの病院に出かけて再び盗みをした記憶があるのです。この病院…で初めにした盗みは確か6階くらいの病室、2回目の盗みは確か4階くらいの病室であった様に思い自供書にもそのように書いた次第です。」などと記載されている。

次に,同日付け警察官に対する供述調書(5丁のもの。乙39)では,「A病院での2回目の盗み…ですが,この1回目の盗みの2日後…1月23日にしてかした盗みだと思います。このときの盗みは,午後からであった様な気がします。」,「病院には,正面玄関から入りましたが,このときの時間が午後0時ころになっていたと思います。私は,昼食どきだったので,…小一時間時間をつぶし…午後1時になったので,…各階の病室をくまなく物色して歩き回りました。」,「物色を始めてから,1時間くらい経ったころ,たぶん

3~4階の3~4人部屋の病室で患者が不在のベッドを見つけたのです。この床頭台の引き出しや開き戸を開けて、中に置いてあったカバンを見つけ、すかさずこのカバンを上衣の内側に隠し、病院を離れて階段で1階まで降り、正面玄関から外に出て逃げました。」、「そして、…盗んだカバンの中見を確認したところ、現金5000円くらい在中の財布と健康保険証などが入っていました。」、「私がこのうち現金のみ抜き取り、他の物は全て病院の南側に東西に延びる川に投げ捨てました。」、「盗みの目的は現金であり、他の品物については興味が無く、…盗んだカバンの特徴などについては、正直、あまりよく覚えていないのですが、女物であったような気がします。」、「私自身、盗みをしたカバンの在中品を全て覚えていませんが、今、言われた品物が入っていた様な気もしますので、私がやった盗みに間違いありません。」などと記載されている。

また,4月24日付け検察官に対する供述調書(乙40)において,自供書作成の経緯につき,「自供書を書いたとき,記憶に残っていたことを正直に書面に書きました。自供書を書く前に警察官から被害届を見せてもらったことはありませんし,警察官から病院での盗みの情報を聞いたこともありませんでした。私の覚えていたことを正直にありのまま書面に書いたのが,提出している5枚の自供書です。」などと記載されている。

さらに、5月1日付け検察官に対する供述調書(乙41)において、「1月21日の時は、床頭台の引出の中にあったかばんを盗みました。中に現金、男性の運転免許証、保険証、カード類が入っていたことは覚えていますが、印鑑、通帳、鍵などが入っていたことは覚えていません。1月23日の時も、床頭台の引出の中にあったかばんを盗みました。かばんに入っていたものは、現金、保険証、カード類だったと覚えています。これまでA病院での2回の盗みについて、少し勘違いして話している部分があります。1回目の時は男物のかばんで、2回目の時は女物のかばんであることが分かりました。

印鑑や鍵が入っていたのは,男物のかばんの方だったと思います。同じA病院で盗みをした日も2日間しか空いていなかったので,1回目と2回目の時のことが少しこんがらかっていたのだと思います。」などと記載されている(以下,本件を自認する捜査段階での供述を総称して「自認供述」という。)。なお,被告人は,捜査段階において,3月5日,同月15日,4月4日,同月20日にそれぞれ弁護人と接見をし,その際,取調べでは自分がしていないことを認めてはいけない旨アドバスを受けている。

(3) 被告人の起訴後の供述状況等

本件は、5月10日、4件の窃盗(別表番号1、2、4、5の各事実)とともに起訴された。被告人は、5月21日の弁護人との接見において、弁護人に、本件を行っていない旨話し、同起訴に係る各事実が最初に審理された第3回公判において、本件のみを否認し、以後、被告人質問においても否認供述を続けている。その要旨は、自供書 、 は、いずれも本件の2日前に行った本件病院での別の侵入盗である別表番号4の事実についてのものである。自供書の犯行日は明確な記憶があるわけでなく、全て勘で書いている。本件を認めたのは、警察官から、自供書 と本件の被害届の日にちとが合っているし、自分がやったのではないかとしつこく言われたため、1件ぐらいどうでもいいと思う気持ちになったからである、自供書 は、その後、警察官に、日にちだけ21日に変えてくれと言われて書いたものである。検察官に対しても、同様の思いから、本件は自分がしたと認めていた、1月23日は自宅にいたため、宝塚市には行っていないと思う、などというものである。

3 自認供述の信用性

(1) 自認供述自体の検討

自認供述には、その採取過程に少なくとも任意性を疑わせる事情は見当たらず(弁護人も供述調書の任意性は争わない。),特に各供述調書には、本件の被害品や被害状況との間には明らかな矛盾はなく、本件前後、被告人が同種犯行

を繰り返していたこととも符合し、自供書作成から検察官の取調べまで犯人性に係る部分は一貫しており、被害金品に関する供述の変遷や短期間に同じ病院で窃盗を行ったことの理由についても、一応の説明がされている。加えて、弁護人との上記の接見状況も併せ考えれば、各供述調書は、それらのみを見る限り、それなりの信用性が認められる。

しかし,他方,自認供述の端緒となった,本件と同日の犯行を認めた自供書においては,本件が本件病院の何階で行われたかは記載されておらず,窃取金額が実際は4000円であるのに3,4万円としている点,被害品は実際にはポシェットと小銭入れであるのに,男物の黒色カバンであるとしている点,窃取されていない印鑑や鍵まで盗んだと記載されている点等,客観的事実と符合しない部分が多い。そして,その理由につき,いかに短期間に行われた同一病院での2回の犯行であるとはいえ,それ以外の窃盗について比較的よく窃取品を記憶している被告人において,単なる記憶の混同で説明し尽くせるか否かは疑問がある。

そのような観点から,改めて各供述調書の内容を検討すると,いずれの供述調書の内容も,被害日時,場所及び被害金品の情報さえあれば,2日前に本件病院で窃盗を行っており,同種犯行を繰り返している被告人において,捜査官の誘導に従って供述することが不可能とはいえない一方,本件で特徴的な,施錠してあったロッカーから金品を窃取した状況について何ら言及されておらず,体験した者のみが語り得る臨場感を備えているとは評価し得ない。さらに,被告人が川に捨てたとしている被害品も発見されておらず,ほかにいわゆる秘密の暴露と見られる供述も見当たらない。加えて,被告人の公判廷における供述態度を見ると,被告人には,質問者に迎合する傾向さえうかがわれる。

以上の諸点からして,自供書はもとより,各供述調書の信用性にも疑いをいれる余地がある。そこで,以下,否認供述との対比において自認供述の信用性を判断するという視点から,否認供述を検討することとする。

(2) 否認供述の検討

否認供述は 検察官からの取調べにおいて本件病院で窃盗を 2 度した点を何度も確かめられてもなお自白を維持した理由につき ,「つい , うっかり」などと述べるにとどまり , 得心のいく説明がないこと , 否認供述を前提とすれば , 被告人は ,いわば捜査機関からぬれぎぬを着せられたことになるのに , 公判廷でその点を問われても「不公平だと思う。」などと控えめに述べるにとどまることなど , にわかに了解できない点がある。また , 被告人が 1 月 2 3 日に自宅等にいた旨の供述も ,特段の裏付けはなく ,同日は別の病院に盗みに行っている旨の被告人作成の自供書(甲47)の存在に照らしても , これをそのまま信用することはできない。

しかし,否認供述は,自供書 , の文面に符合し,各供述調書の内容がやや表層的であること,捜査段階で被害金品について供述が変遷していることもよく説明し得る。また,そこで述べる虚偽自白の理由も,被告人の前科の数,内容や前刑出所後の同種犯行の回数,実際に自供書を作成しながら起訴されていない事案もあることなどからしてそれなりに理解できる反面,逮捕直後から自白し,複数の余罪の供述もしている被告人が,本件についてのみ殊更その刑責を免れようとする強い動機は見当たらない。さらに,短期間に同一病院で窃盗に及んだ点につき,いまだ本件についての被告人への捜査が本格化していないと見られる2月11日の時点でも,「盗みをした病院は,少し期間を置き,また盗みに行くようにしないと,病院関係者に捕まったりする可能性が高くなるのです。」(乙7)と述べている。

以上の諸点に照らし,否認供述は,たやすく排斥することができない。

4 小括

以上のとおり,各供述調書を含め,自認供述は,その内容自体からも,否認供述との対比の観点からも,高度な信用性が認められるとはいえない。したがって,本件の上記証拠構造上,被告人が本件を行ったことを認定するには,なお合理的

な疑いが残るといわざるを得ず,結局,被告人に対する本件に係る公訴事実については,その証明が不十分であって,犯罪の証明がないことに帰着するから,刑事訴訟法336条により無罪の言渡しをする。

よって,主文のとおり判決する。(求刑 懲役5年)

平成19年7月18日

神戸地方裁判所第2刑事部

裁判官 五十嵐 浩 介